

東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業する場合であっても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業に対し、予算の範囲内で、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に主たる事業所を有している者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）について、広島労働局長の支給決定を受けている者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会保険労務士に支払った次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費
- (2) 雇用調整助成金の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- (3) その他市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額及び当該限度額は、次表のとおりとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助金額	上限額
補助対象経費に10分の10を乗じて得た額	10万円

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 休業等の初日が確認できる書類の写し
- (3) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し

(4) 社会保険労務士への支払（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助対象者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消して、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、同年1月24日から補助対象者が実施する補助対象経費に適用する。

年 月 日

東広島市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

㊟

東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付申請書

東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付要綱第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 申請者の概要

業種 (該当の番号に○)	1 小売業 2 サービス業 3 卸売業 4 その他の業種
上記業種の具体的な内容	
資本金の額又は出資の総額	円
常時使用する従業員数	人
雇用調整助成金の利用理由	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等のため

3 市税の納付状況の確認に対する同意 (該当項目に☑を記入すること。)

私の市税の納付状況を確認することについて、

同意する。 同意しない。

※同意がない場合は市税の滞納がないことを証する書類の添付が必要です。

添付書類

- 1 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- 2 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し
- 3 社会保険労務士への支払が確認できる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

指令東広産第 号
年 月 日

様

東広島市長

東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付決定通知書

年 月 日付けの交付申請については、次のとおり決定しましたので、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 交付の条件及び指示

- (1) 交付決定を受けた補助金については、市長が調査し、又は監査することがあります。
- (2) 東広島市補助金等交付規則第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (3) 前号の場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を求めます。
- (4) 前号に規定する補助金の返還を求められたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付してください。
- (5) 第3号に規定する補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付してください。

年 月 日

東広島市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

㊦

東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付請求書

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金について、東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行・金庫				支店・本店			
店 舗 名	農協・組合				支所・出張所			
預 金 種 別	普通・当座							※ 右詰めで記入
口 座 番 号								すること。
フリガナ								
口座名義人								